

重要

2012年10月1日

貿易証明ご利用者各位

神戸商工会議所

外国産原産地証明書（再輸出）の典拠書類変更について

当商工会議所では、2013年1月4日より、外国産原産地証明書の発給につきまして、外国から輸入した通関済みの産品を再度輸出する場合に必要な典拠書類を、一部変更させていただきます。ご多忙の折恐縮に存じますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

●現行（下記「A～D」いずれかが必要）

A	海外公的機関が発行した原産地証明書(フォト・コピー可)
B	輸入許可通知書(フォト・コピー可) ※輸入許可書で具体的な産品名と数量が確認できない場合は、輸入時のインボイス(コピー可)も必要
C	輸出許可通知書(フォト・コピー可) ※必ず原産国が記載されていること
D	再輸出する品が他社から購入した場合で、A～Cの典拠資料がないとき ★輸入した会社から購入した場合 ⇒①輸入元販売証明書(原本)・・・海外より輸入した会社が発行したもの ★輸入後に転売された産品を購入した場合(①、②共に必要) ⇒①輸入元販売証明書(原本)・・・海外より輸入した会社が発行したもの ②国内入手経路説明書(原本)・・・自社が発行したもの



●変更後（下記「A～C」いずれかが必要）

A	海外公的機関が発行した原産地証明書(フォト・コピー可)
B	輸入許可通知書(フォト・コピー可) ※輸入許可書で具体的な産品名と数量が確認できない場合は、輸入時のインボイス(コピー可)も必要
C	再輸出する品が他社から購入した場合で、A、Bの典拠資料がないとき ★輸入した会社から購入した場合 ⇒①輸入元販売証明書(原本)・・・海外より輸入した会社が発行したもの ★輸入後に転売された産品を購入した場合(①、②共に必要) ⇒①輸入元販売証明書(原本)・・・海外より輸入した会社が発行したもの ②国内入手経路説明書(原本)・・・自社が発行したもの

※輸入元販売証明書・国内入手経路説明書のひな型は別紙をご参照ください。

以上

【本件担当】

神戸商工会議所・産業部貿易証明係

〒650-8543 神戸市中央区港島中町6-1 電話:078-303-5807 FAX:078-306-2348

国内入手経路説明書

(輸入後に転売があった場合)

年 月 日

神戸商工会議所 御中

会社名 :

代表者名 :

所在地 :

担当者 :

TEL :

当社が今回申請します該当商品は、下記会社を経由し 年 月 日に仕入れたものに相違ありません。

また、該当商品は輸入時の商品と同一であり、原産国が下記の通りであることを誓約いたします。

1. 商 品 名 :

2. 原 産 国 :

3. イボイ番号 :

4. 輸 入 元

会社名 :

住所 :

TEL :

5. 第一販売先

会社名 :

住所 :

TEL :

6. 第二販売先

会社名 :

住所 :

TEL :

(注) 第三以上の販売先があれば、別紙にご記入ください。

輸入元販売証明書

年 月 日

神戸商工会議所 御中

会社名 :

社印

代表者名 :

所在地 :

担当者 :

TEL :

今回申請します該当商品は、当社が輸入しその後、下記会社に国内販売したものであることを証明致します。

1. 輸入年月日 :

2. 商品名 :

3. 輸入（仕入）先

会社名 :

住所 :

国名 :

4. 原産国 :

5. 輸入数量 :

6. 日本国内販売先

会社名 :

住所 :

電話 :

7. 販売数量 :